

- 限る。) すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から4日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県高齢者保健福祉推進委員会公告第1号

熊本県高齢者保健福祉推進委員会の会議を次のとおり開催する。

平成17年3月14日

熊本県高齢者保健福祉推進委員会

#### 1 開催日時

平成17年3月22日(火)

- 午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁行政棟本館地下 1 階 地下大会議室
- 3 議題  
(1) 委員会の運営について  
(2) 介護制度改革の概要について  
(3) 第 2 期高齢者かがやきプランの施策推進状況について  
(4) 第 3 期高齢者かがやきプラン策定について  
(5) その他
- 4 傍聴者の定員  
20 人
- 5 傍聴手続  
(1) 会議の傍聴の受付は、午後 1 時 30 分から午後 2 時まで会議の会場において行い、委員会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県高齢者保健福祉推進委員会事務局（熊本県健康福祉部高齢者支援課高齢者企画班）  
（電話 096-383-1111 内線 7107）

#### 熊本県選挙管理委員会告示第 15 号

熊本県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成 17 年 3 月 14 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

熊本県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

熊本県選挙管理委員会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年熊本県規則第 4 号）の例による。

附 則

この規程は、平成 17 年 3 月 14 日から施行し、平成 17 年 3 月 1 日から適用する。

#### 熊本県有明海区漁業調整委員会告示第 1 号

熊本県有明海区漁業調整委員会

熊本県有明海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成 17 年 3 月 14 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 中 村 友 昭

熊本県有明海区漁業調整委員会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年熊本県規則第 4 号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成 17 年 3 月 14 日から施行し、平成 17 年 3 月 1 日から適用する。

#### 天草不知火海区漁業調整委員会告示第 1 号

天草不知火海区漁業調整委員会

天草不知火海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成 17 年 3 月 14 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 尚 彦

天草不知火海区漁業調整委員会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年熊本県規則第 4 号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成 17 年 3 月 14 日から施行し、平成 17 年 3 月 1 日から適用する。

**熊本県内水面漁場管理委員会告示第1号**

熊本県内水面漁場管理委員会

熊本県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成17年3月14日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬 場 敬 次

熊本県内水面漁場管理委員会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年熊本県規則第4号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成17年3月14日から施行し、平成17年3月1日から適用する。

**熊運免公告第89号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年3月14日

熊本県警察本部長 大 山 憲 司

## 1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称  
エレベーター等保守点検業務委託(2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり(3) 委託期間  
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、エレベーター等保守点検業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

## 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「エレベーター保守」に登録され、その格付け区分が「A」又は「B」に決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 過去2年間にエレベーター及びエスカレーター（株式会社日立製作所製）の保守点検の実績を有する者で、かつ、エレベーターを24時間常に遠方監視及び遠隔診断ができる者。

(3) 熊本県内に本社又は支店（営業所及び出張所を含む。）を有している者。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(6) 6の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-383-1111 内線 6350

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成17年3月14日（月）から平成17年3月17日（木）までの日（県の休日）を